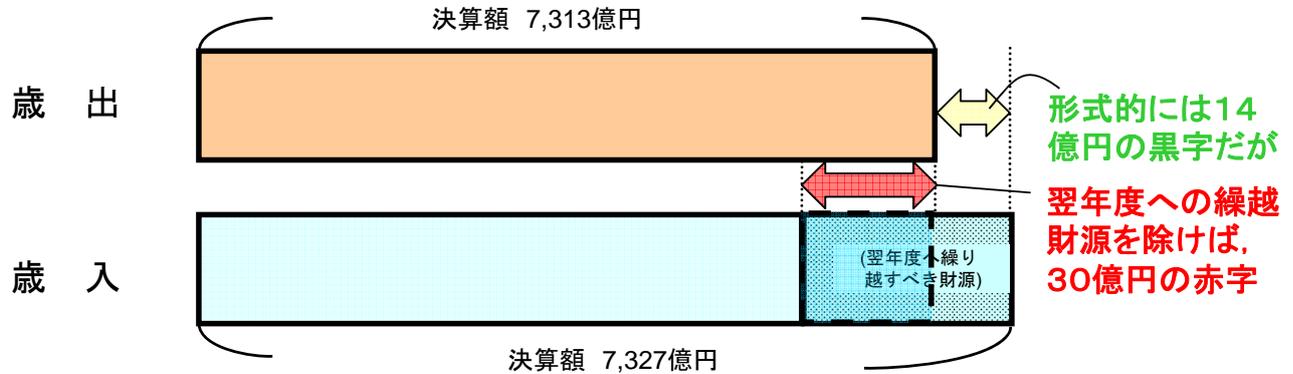


# 1 平成20年度一般会計決算収支のポイント

## 実質収支

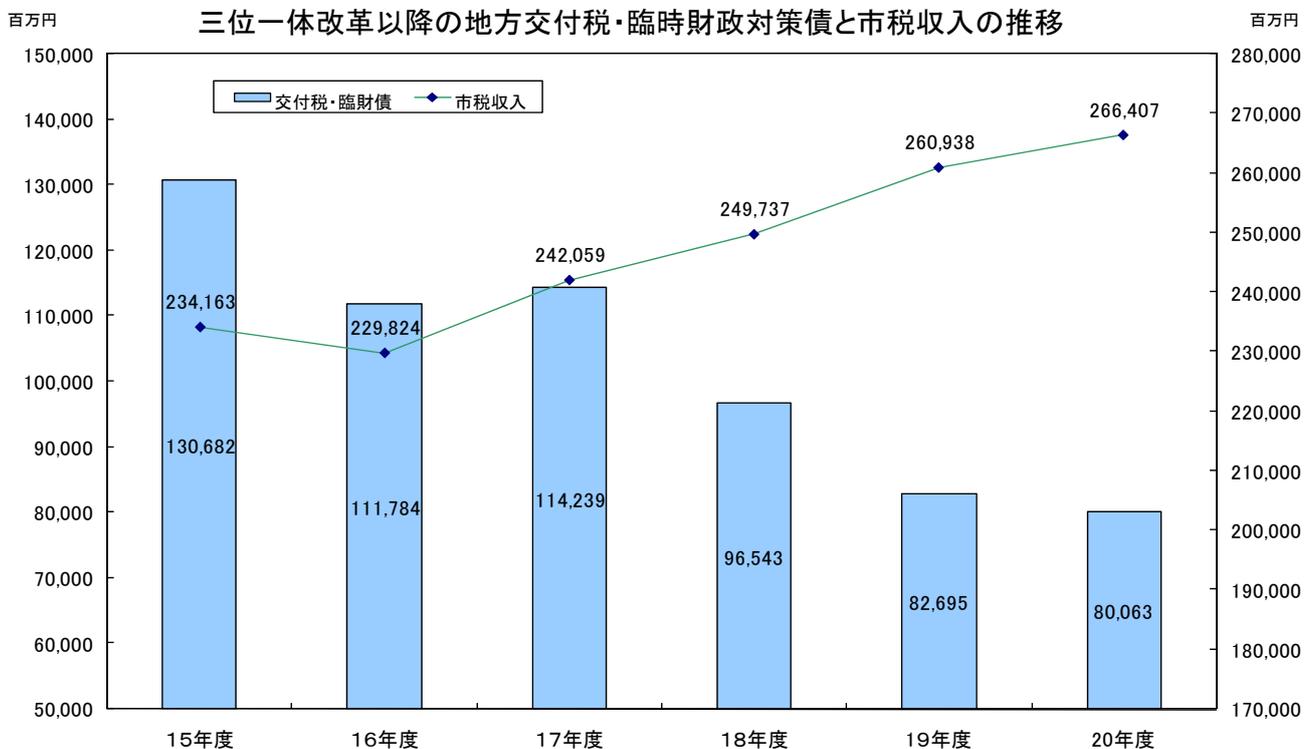
### ◆ 4年ぶりに赤字（30億円）

昨年秋以降の急激な景気後退の影響を受け、府税交付金が大幅な減収となったことなどから、実質収支は30億円の赤字となった。



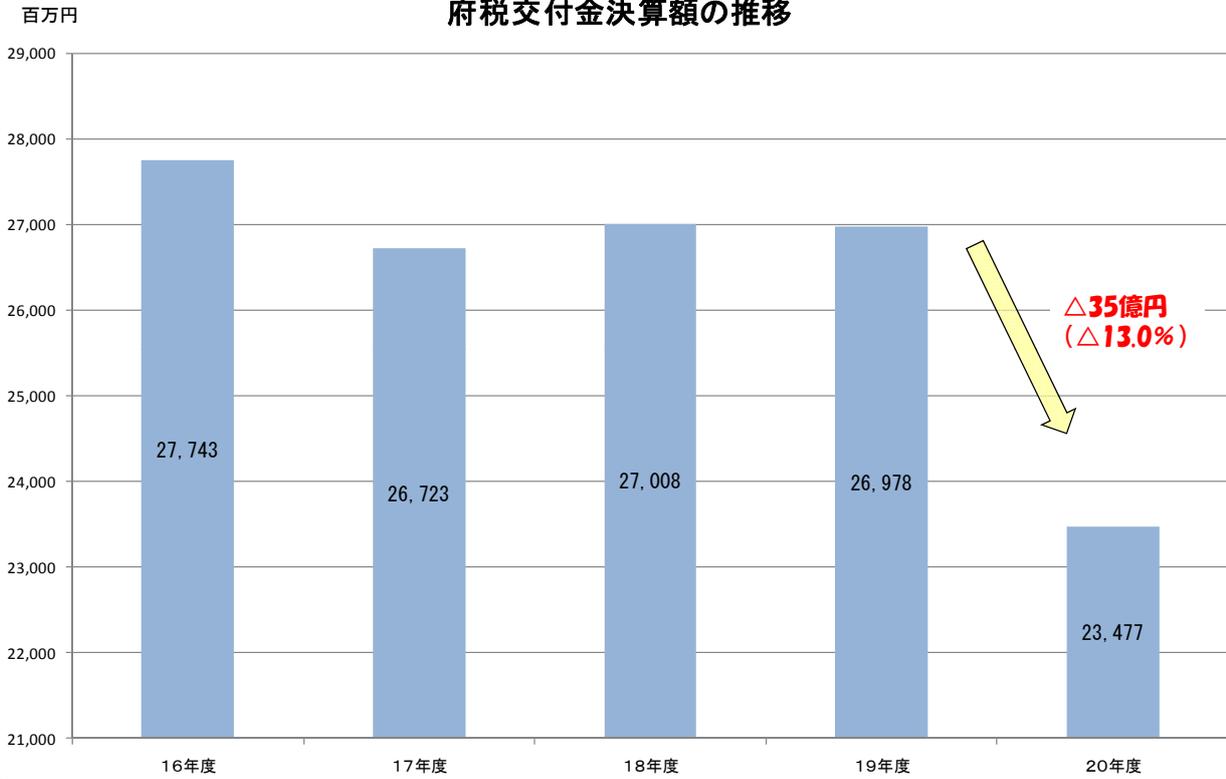
19年度実質収支黒字4億円 → 20年度実質収支赤字30億円

単年度収支は**34億円の赤字**



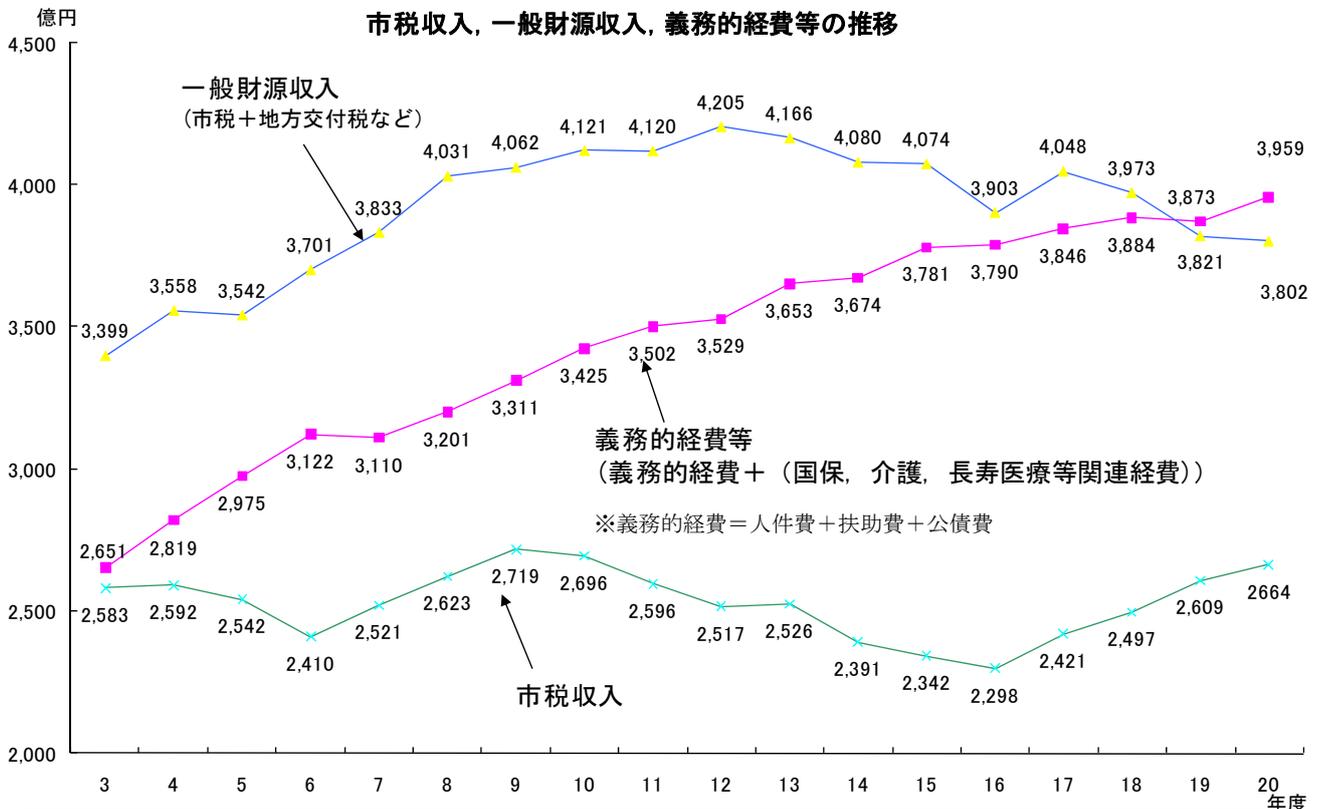
三位一体改革前の平成15年度との比較では、平成20年度の市税収入が税制改正の影響を含めても約320億円の増であるのに対し、地方交付税等は約500億円もの減少となっている。また、この間の国の地方交付税等の総額が約24%の減(⑮23.9兆円→⑳18.2兆円)であるのに対し、本市の地方交付税等は約39%もの減となっている。

## 府税交付金決算額の推移



府税交付金は、株式の配当や譲渡益を課税対象とするものなど、景気悪化の影響を受けやすい税目を中心としていることから、20年度後半の急激な景気後退の影響を大きく受け、19年度に比べ35億円、13.0%の減となりました。さらに、21年度は、市税収入が景気悪化の影響を本格的に受け、大きく減収することが見込まれることから、全庁を挙げて、財源の確保と一層の経費節減に努めるなど、収支改善に向けた取組を一段と進める必要があります。

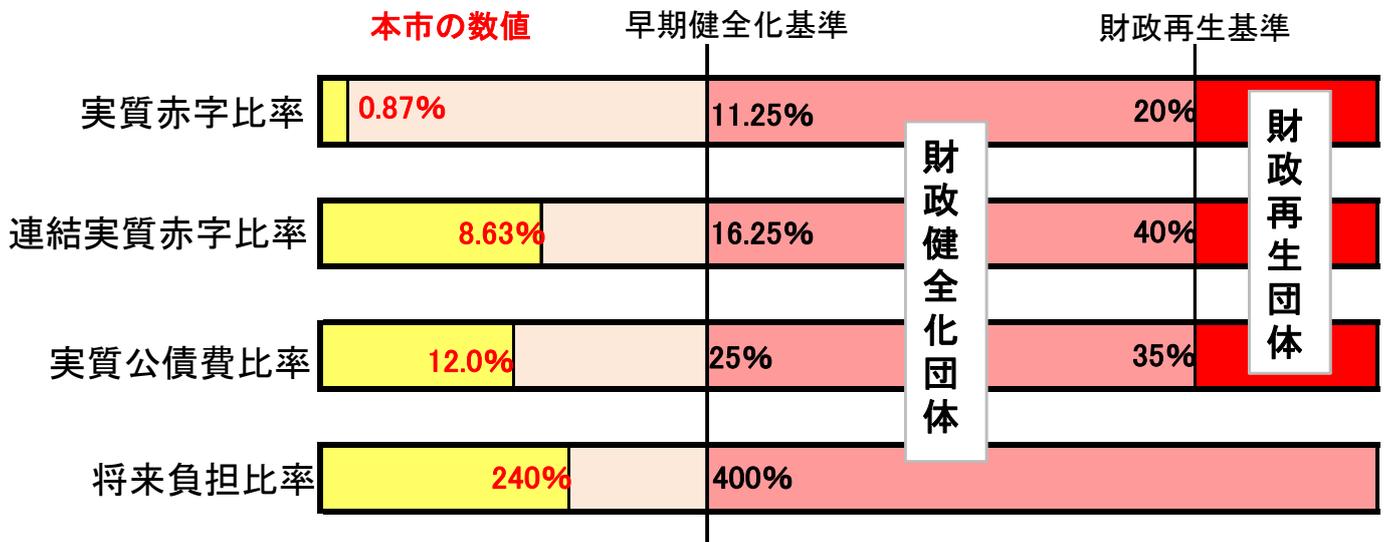
## 市税収入、一般財源収入、義務的経費等の推移



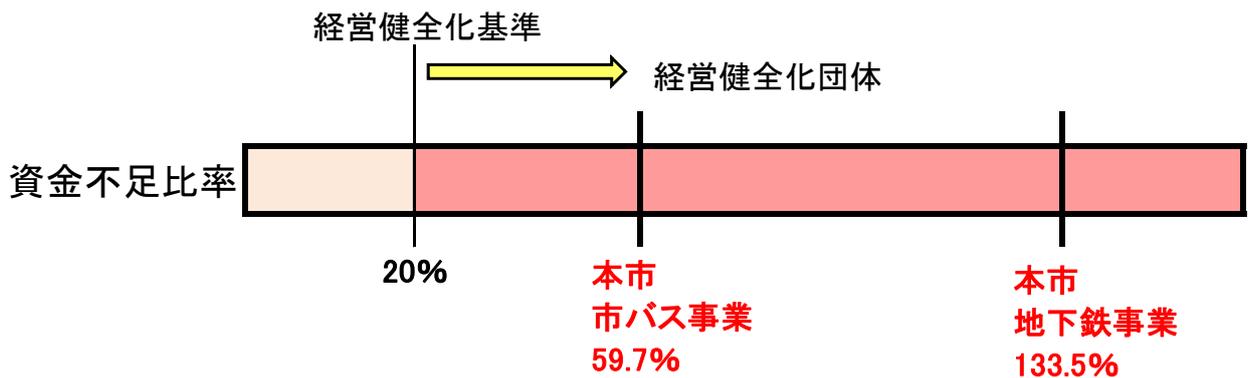
平成3年度では、義務的経費等と市税収入がほぼ同規模でしたが、その後、義務的経費等が増大する一方、市税収入は横ばいで推移し、近年は1000億円を超える乖離となっています。また、市税以外に地方交付税等を含めた一般財源収入は、近年の地方交付税等の大幅な削減により、平成7年度以前の水準にまで低下しています。その一方で、義務的経費等は増加の一途をたどっており、今後も着実に増加することが見込まれます。

# 財政健全化法に基づく健全化判断比率

## 〔財政の早期健全化・再生〕



## 〔公営企業の経営健全化〕



20年度決算から財政健全化法が本格的に施行され、今後の財政運営は、一般会計のみならず全会計を見据えた連結の視点が一層重要となります。

本市は、一般会計の実質収支が赤字となったことから実質赤字比率が0.87%となったほか、国民健康保険事業、市バス・地下鉄事業において赤字となっていることなどから、19年度に引き続き連結実質赤字を計上しています。

特に、市バス・地下鉄事業は、経営健全化基準である20%を超えているため、法に基づく経営健全化計画を策定することとなります。